

## コネチカット州個人データプライバシー法 (CTDPA) の概要

- 2022年5月成立、2023年7月施行。

### 1. 適用対象者

- コネチカット州で事業を行い、又はコネチカット州の居住者を意図的に対象とした製品若しくはサービスを生み出す (produce) 者のうち、前の1暦年の間に以下のいずれかを満たすもの ( § 2)
  - (i) 10万人以上の消費者の個人データを管理又は処理している。ただし、支払取引を完了する目的でのみ管理又は処理される個人情報を除く。
  - (ii) 2万5000人以上の消費者の個人データを管理又は処理し、個人データの販売から総売上 (gross revenue) の25%超を得ている。
    - ◇ 「消費者」とは「コネチカット州の居住者 (resident) である個人」をいう。ただし、商業上又は雇用上の文脈で活動する個人、団体 (営利・非営利・政府機関のいずれを問わない) における役職の文脈で活動する個人を含まない ( § 1 (7))。

### 2. 個人情報の定義

- 「個人データ」とは、識別された、又は識別可能な個人に紐づけられている、又は合理的に紐づけ可能な情報をいう ( § 1 (18))。
- 「機微データ」 (sensitive data) の定義あり ( § 1 (27))。
  - ① 人種・民族的出身、宗教的信条、心身の健康状態又は診断、性生活又は性的指向、市民権・移民権の状況を明らかにする個人データ
  - ② 個人を一意に識別することを目的で処理される遺伝子データ又はバイオメトリックデータ
  - ③ 本人が子どもであることを知りながら収集された個人データ
  - ④ 正確な位置情報データ

### 3. 事業者の義務

- ① 消費者への情報提供義務
  - ◇ 合理的にアクセス可能で、明確かつ有意義なプライバシー通知によって、(i) 処理する個人データの類型、(ii) 処理目的、(iii) 消費者の権利行使の方法 (消費者のリクエストに対する管理者の措置への異議申立方法を含む)、(iv) 第三者と個人データを共有する場合の当該個人データの類型、(v) 第三者と個人データを共有する場合の当該第三者の類型、(vi) 消費者が管理者に連絡するためのアクティブな電子メールアドレス又はその他のオンラインメカニズムを提供する義務 ( § 6 (c))
  - ◇ 管理者が個人データを第三者に販売する場合、又はターゲット広告のために個人データを処理する場合、当該処理及びオプトアウトの方法を明確かつ目立つように開示する義務 ( § 6 (d))
- ② 個人データの収集を、消費者に開示された処理目的との関係で、適切で、関連性があり、かつ合理的に必要な限度で行う義務 ( § 6 (a) (1))
- ③ 消費者の同意なく、開示された処理目的に合理的に必要なでない又は両立しない目的で個人データを処理しない義務 ( § 6 (a) (2))
- ④ 処理者に処理を委託する場合に一定の条項を含むデータ処理契約を締結する義務 ( § 7 (b))
- ⑤ 合理的な安全管理措置を講じる義務 ( § 6 (a) (3))
- ⑥ 消費者の同意を得ることなく「機微データ」 (sensitive data) を処理しない義務 ( § 6 (a) (4))
- ⑦ 13歳以上16歳未満の消費者について、消費者の同意なしに個人データをターゲット広告目的で処理し、販売しない義務 ( § 6 (a) (7))
- ⑧ 消費者に権利行使の機会を保証し、これに対応する義務 ( § 4 (c)、 § 6 (e))
- ⑨ 消費者が同意を撤回するために、消費者が同意を提供したメカニズムと同程度に容易なメカニズ

ムを提供し、同意を撤回した場合に速やかにデータの処理を停止する義務（§ 6（a）（6））

⑩ 差別の禁止

◇ 消費者の権利行使を理由に、商品又はサービスの拒否、商品又はサービスに対する異なる価格・料金の請求、商品又はサービスの異なる品質レベルの提供を含む差別をしない義務（§ 6（a）（7））

◇ 消費者に対する違法な差別を禁止する州法及び連邦法に違反して個人データを処理しない義務（§ 6（a）（5））

⑪ 「消費者に危害を及ぼすリスクが高い処理」を実施する際にデータ保護アセスメントを実施し文書化する義務（§ 8）

◇ 「消費者に危害を及ぼすリスクが高い処理」の具体例として以下が定められている。

（a） ターゲット広告目的の個人データの処理

（b） 個人データの販売

（c） プロファイリング目的で個人データを処理する場合で以下についての合理的に予測可能なリスクをもたらす場合：

（i） 消費者に対する不当又は欺瞞的な扱い、又は違法な差別的影響、（ii） 消費者に対する金銭的、物理的、風評的損害、（iii） 消費者の私的空間・事項又は私事又は関心に対する物理的その他の侵入であって、合理人にとって不快なもの、（iv） その他の消費者に対する重大な損害

（d） 機微データの処理。

4. 本人の権利（§ 4（a））

① 処理される個人データについてのアクセス権

② 不正確な個人データの訂正請求権

③ 削除請求権

④ 自身の個人データのコピーを携帯可能なフォーマットで取得する権利（いわゆるデータポータビリティ権）（§ 4（a）（4））

⑤ （i） ターゲット広告、（ii） 個人データの販売、（iii） 消費者に関する法的又は類似の重大な影響をもたらす決定を促進するためのプロファイリングを目的とした個人データの処理からオプトアウトする権利（§ 4（a）（5））

5. 違反に対する責任

① 司法長官（Attorney General）による執行（§ 11）

◇ 本法違反は「不公正な取引慣行」（コネチカット州一般法令 § 42-110b。FTC 法 5 条と同様に解釈される）に該当し、執行者である司法長官による執行の対象となる。

② 消費者の私的訴権は定められていない